



新座中だより

学校教育目標

強く 明るく 考える

〒352-0011 埼玉県新座市野火止二丁目4番1号

電話(048)478-3668 FAX(048)482-0131

新座市立新座中学校

令和3年度 12月号



教員の働き方改革について No.2

校長 高橋 利明

平成30年6月、長時間労働時間の課題解決に向け「働き方改革法」が成立し、改正法の適用が順次行われています。また、文部科学省より「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定について」が通知されました。これにより時間を生み出し、学習指導要領改訂や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、教員の子どもと向き合う時間を確保することで、教育の質の向上を図ることをねらいとしております。

すでに市内小中学校では、留守番電話の対応を行っていますが、今後も新たな取組や業務の精選により効果的な教育内容の工夫を行っていく予定です。

本校ではその一つとして、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日中央教育審議会）の「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方について」で示されている（図表1-2-3）を参考に休日・夜間の見回りなどについても、今後は行わない予定です。

その他、適時実施させていただいたり、文書や懇談会などをお願いしたりすることがあります。その際には、何卒、ご理解いただき、ご協力くださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

図表 1-2-3 これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方

○これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方		
基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

「凡事徹底」

「自他共栄」

「文武両道」